

るものを除きます。以下同じとします。)、LTE サービス (当社等の au (LTE) 通信サービス契約約款に定める LTE サービスをいい、当社等が別に定めるもの又は料金その他の債務の請求について当社が別に定める取扱いを受けているものを除きます。以下同じとします。) 若しくは au サービス (当社等の au (WIN) 通信サービス契約約款に定める au サービスをいい、当社等が別に定めるもの又は料金その他の債務の請求について当社が別に定める取扱いを受けているものを除きます。以下同じとします。) が含まれていない場合。

- ③ 5G サービス、LTE サービス又は au サービス以外の統合対象サービスが含まれていない場合。
 - ④ 当社等が提供する指定契約サービスについて、その契約約款又は規約等に基づき、当社等以外の者がその債権額を請求する取扱いを受けている場合。
 - ⑤ 当社等以外の指定事業者 (指定契約サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下同じとします。) が提供する指定契約サービスについて、その指定事業者の契約約款又は規約等に基づき、当社がその債権額を請求する取扱いを受けていない場合。
- (3) 指定契約者の名義がまとめて請求契約者の名義と同一でない場合 (当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)
 - (4) まとめて請求契約者又は指定契約者が、指定契約サービスに係る料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合。
 - (5) その他当社等又は指定事業者の業務の遂行上支障がある場合。

〈取扱いの解除〉

第 8 条 当社は、次に該当する場合には、KDDI まとめて請求の取扱いを解除します。

- (1) まとめて請求契約者から KDDI まとめて請求の取扱いを解除する申出があった場合。
- (2) 指定契約サービス (5G サービス、LTE サービス又は au サービスに限ります。) について、利用権の譲渡があった場合。
- (3) すべての指定契約の解除があった場合。
- (4) 指定契約サービスに係る料金等の支払方法が、まとめて請求契約者以外の者 (以下この条において「支払者」といいます。) の名義の金融機関口座又はクレジットカード等である場合であって、当社が別に定める事由が生じたことを理由として、支払者から指定契約サービスに係る料金等の支払いを停止する申立を受けたとき。
- (5) その他、前条第 2 項各号のいずれかに該当することとなった場合。

〈代表者の変更〉

第 8 条の 2 まとめて請求契約者又は指定契約者は、当社が別に定める方法により、代表者の変更の請求をすることができます。この場合において、まとめて請求契約者又は指定契約者は、あらかじめ、その KDDI まとめて請求に係るすべての指定契約者の同意を得た上で、当社に請求していただきます。

2 当社は、前項の申出があったときは、その請求の承諾について、第 7 条の規定に準じて取り扱いません。

〈料金等の支払義務〉

第 9 条 まとめて請求契約者は、指定契約サービスに係る料金等について、当社が定める期日までに料金等を支払っていただきます。この場合、まとめて請求契約者は、指定契約サービスに係る料金等の

債務について、指定契約者と連帯して支払いの責任を負うものとします。

〈請求額に係る取扱い〉

第 9 条の 2 当社は、KDDI まとめて請求の取扱いによる請求を行う場合であって、指定契約サービスについて、(1) に規定する判定条件をいずれも満たしているときは、(2) に規定する額をそのまとめて請求契約者に還元し、その請求額（その KDDI まとめて請求の取扱いを受ける指定契約サービスについて支払いを要する額の合計額をいいます。以下この条において同じとします。）と相殺する取扱いを行います。

(1) 判定条件

- ① 5G サービス、LTE サービス又は au サービスに係る料金が生じていること。
- ② 当社の電話サービス等契約約款に定める特定選択料金制サービスVI（商品名：a uまとめライン）の定額料金が生じていること。
- ③ 当社の au（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款、au（WIN）通信サービス契約約款、電話サービス等契約約款又は総合オープン通信網サービス契約約款に定める KDDI 一括請求の取扱いを行った場合の割引の適用を受けていないこと。

(2) 還元する額

税抜額 200 円

2 KDDI まとめて請求の取扱いによる請求を行わない場合は、前項の取扱いを行いません。

〈割増金〉

第 9 条の 3 まとめて請求契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

〈延滞利息〉

第 9 条の 4 まとめて請求契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5%の割合（年当たりの場合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

〈当社等が行う指定契約サービスの利用停止〉

第 10 条 当社等又は指定事業者は、まとめて請求契約者が第 9 条に規定する支払期日を経過してもなお料金等を支払わない場合、指定契約サービスに係る契約約款に定める規定に基づき、指定契約サービスの利用を停止することがあります。

〈当社が行う指定契約の解除〉

第 11 条 当社等又は指定事業者は、前条の規定により、指定契約サービスの利用を停止した場合、まとめて請求契約者が、なおその事実を解消しないときには、指定契約サービスに係る契約約款に定める規定に基づき、その指定契約を解除することがあります。

〈まとめて請求契約者からの通知〉

第 12 条 まとめて請求契約者は、当社に対し、指定契約サービスに係る料金等の支払方法の変更に係る請求を行うことができます。この場合、その請求の方法については、当社が別に定めるところによります。

2 指定契約サービスに係る料金等の支払方法が、まとめて請求契約者以外の者（以下この条において「支払者」といいます。）の名義の金融機関口座又はクレジットカード等である場合、当社が別に定める事由が生じたことを理由として、支払者が、前項に定める料金等の支払方法の変更に係る請求を行うことができます。この場合、その請求の方法については、当社が別に定めるところによります。

3 当社は、支払者から前項に定める請求があった場合、あらかじめそのことをまとめて請求契約者に通知することなく、指定契約サービスに係る料金等の支払方法を変更することがあります。

〈払込取扱票の発行等〉

第 13 条 当社は、指定契約に係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、統合対象サービスに係るサービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定する統合対象サービスに係るサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。

2 まとめて請求契約者は、前項の規定に該当することとなったときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

ただし、指定契約について次のいずれかに該当するものが含まれる場合は、この限りではありません。

- (1) 指定契約者の名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。
- (2) 指定契約サービス（5G サービス、LTE サービス又は au サービスに限ります。）について、当社等の au（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款若しくは au（WIN）通信サービス契約約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用を受けているとき。
- (3) その他当社が別に定める条件に該当するとき。

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 （窓口支払手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円

〈窓口払込みの取り扱い等〉

第 14 条 当社は、まとめて請求契約者から請求があったときは、当社が指定する統合対象サービスに係るサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票及び書面請求書（当社の WEB de 請求書ご利用規約に定める書面による請求書をいいます。）の発行並びにその他必要な取り扱いを行います。

2 まとめて請求契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料の支払いを要します。ただし、指定契約について次のいずれかに該当するものが含まれる場合は、この限りではありません。

- (1) 指定契約者の名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。
- (2) 指定契約サービス（5G サービス、LTE サービス又は au サービスに限ります。）について、当社等の au（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款若しくは au（WIN）通信サービス契約約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用を受けているとき。

(3) その他当社が別に定める条件に該当するとき。

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の 発行1回ごとに	税抜額 300 円

〈その他の提供条件〉

第 15 条 KDDI まとめて請求に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

別表 1

(1) 当社が提供する統合対象サービス

当社の契約約款等	サービス等
au (5G) 通信サービス契約約款、au (LTE) 通信サービス契約約款 au (WIN) 通信サービス契約約款	5G サービス、LTE サービス、au サービス又は有料サービスの利用等に係る料金の合算請求の取扱いを受けることとなる有料サービス等（それぞれ当社が別に定めるもの若しくは料金その他の債務の請求について当社が別に定める取扱いを受けているものを除きます。以下、同じとします。）
電話サービス等契約約款	電話サービス等（当社が別に定めるものを除きます。）
ホームプラス電話サービス契約約款	ホームプラス電話サービス
FTTH サービス契約約款	インターネットサービス、FTTH 電話サービス又は KDDI 合算請求の取扱いを受けることとなる基本契約者料金に係るサービス
有料放送役務契約約款	TV サービス
特定 TV 再送信サービス契約約款	特定 TV 再送信サービス
インターネット接続サービス契約約款	インターネット接続サービス
マンションプラス電話サービス契約約款	一般マンションプラス電話
au でんき需給約款、au でんき供給約款又はでんき契約約款	電気の供給等のサービス
関電ガスなっとくプラン for au 立替払いサービス請求規約	ガス料金に相当する金額を対象の電力会社に代わって、当社がお客さまへ請求するサービス
カテエネガスプラン for au 立替払いサービス請求規約	ガス料金に相当する金額を対象の電力会社に代わって、当社がお客さまへ請求するサービス
東電ガスとくとくガスプラン for au 立替払いサービス請求規約	ガス料金に相当する金額を対象の電力会社に代わって、当社がお客さまへ請求するサービス
with HOME サービス利用規約	with HOME サービス

ビッグロブ提供サービスについての「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約	BIGLOBE 会員規約に基づき提供する通信サービス等に関して発生した料金等であって同規約に基づき当社がビッグロブから債権譲渡を受けた料金等その他債務
その他当社の契約約款又は利用規約等	当社が別に定めるサービス

(2) 沖縄セルラー電話株式会社が提供する統合対象サービス

沖縄セルラー電話株式会社の契約約款等	サービス等
au (5G) 通信サービス契約約款、au (LTE) 通信サービス契約約款又は au (WIN) 通信サービス契約約款	5G サービス、LTE サービス、au サービス又は有料サービスの利用等に係る料金の合算請求の取扱いを受けることとなる有料サービス等（それぞれ沖縄セルラー電話株式会社が別に定めるもの若しくは料金その他の債務の請求について当社が別に定める取扱いを受けているものを除きます。以下、同じとします。）
FTTH サービス契約約款	インターネットサービス又は FTTH 電話サービス
au でんき供給約款	電気の供給等のサービス
関電ガスなっとくプラン for au 立替払いサービス請求規約	ガス料金に相当する金額を対象の電力会社に代わって、当社がお客さまへ請求するサービス
カテエネガスプラン for au 立替払いサービス請求規約	ガス料金に相当する金額を対象の電力会社に代わって、当社がお客さまへ請求するサービス
東電ガスとくとくガスプラン for au 立替払いサービス請求規約	ガス料金に相当する金額を対象の電力会社に代わって、当社がお客さまへ請求するサービス
その他沖縄セルラー電話株式会社の契約約款又は利用規約等	沖縄セルラー電話株式会社が別に定めるサービス

(3) その他当社が別に定める電気通信事業者が提供するサービス等(当社が別に定めるものに限ります。)

対象の契約約款等	サービス等
日本ネットワークイネイブラー株式会社の IP 通信網サービス契約約款 (ひかり J)	インターネットサービス
沖縄通信サービスネットワーク株式会社の「ひかりゆいまーる」サービス契約約款	インターネットサービス又は FTTH 電話サービス
その他電気通信事業者の契約約款又は利用規約等	当社が別に定めるサービス

附則 本規約は、平成 17 年 5 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 17 年 11 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、第 9 条の 2（請求額に係る取扱い）に関する規定については平成 17 年 11 月 20 日から適用を開始します。

附則 この改正規定は、平成 17 年 12 月 15 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 18 年 6 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 18 年 7 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 18 年 11 月 29 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 20 年 2 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 20 年 9 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 21 年 1 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 21 年 11 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 21 年 11 月 9 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 22 年 1 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、第 3 条第 4 号に定めるサービスに関する KDDI まとめて請求の取扱いは、平成 22 年 6 月以降にそのサービスに係る料金その他の債務が生じた場合に適用します。

附則 この改正規定は、平成 22 年 1 月 16 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 22 年 3 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 22 年 3 月 14 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 22 年 8 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 22 年 11 月 2 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 24 年 9 月 3 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 24 年 9 月 21 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 25 年 1 月 30 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 25 年 2 月 28 日から実施します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 1 日から実施します。

（払込取扱票の発行等に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いを選択している場合、この改正規定実施の日において、第 14 条第 1 項に定める請求があったものとみなして取り扱います。

附則 この改正規定は、平成 25 年 6 月 18 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 27 年 2 月 2 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 27 年 2 月 24 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 27 年 8 月 6 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 27 年 10 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 27 年 11 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 27 年 11 月 17 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 28 年 1 月 20 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(請求額の還元適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 28 年 7 月 31 日までの間に請求する指定契約サービスに係る料金等の債務については、改正前の規定に基づき、まとめて請求者への請求額に係る還元適用（改正前の本規約第 9 条の 2 に定める取扱いをいいます。）を行います。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

(メタルプラス電話サービス等の廃止等に関する経過措置)

2 削除

附則 この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 29 年 7 月 11 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 30 年 1 月 16 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 30 年 1 月 30 日から実施します。

附則 この改正規定は、令和元年 11 月 19 日から実施します。

附則 この改正規定は、令和 2 年 3 月 26 日から実施します。